

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
民族共生象徴空間への来訪需要拡大等委 託業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 高橋 季承 東京都千代田区霞が関2-1-2	R4.3.18	(公財)アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁 目	1430005001164	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 民族共生象徴空間構成施設の管理については、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号、以下「法」という。)第9条第1項において、「指定法人」に委任するものとされており、この指定法人については、法第20条第1項の規定により、民族共生象徴空間構成施設の管理、アイヌ文化の振興等に係る業務等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて一に限り、指定することとされているところである。</p> <p>そして、国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人として令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)を指定したところであり、今後実施する「民族共生象徴空間への来訪需要拡大等委託業務」は、法第9条第1項の「管理」の一環として行われるものであり、具体的には、ウポポイへの集客を通じて観光需要の拡大による地方活性化を図るため、来場者の満足度を高めるため魅力的なプログラム・コンテンツの充実やウポポイ来訪への潜在需要の拡大に緊急的に取り組むものである。</p> <p>したがって、本業務契約の相手方としては、指定法人である財団ではなく、法の規定により、契約の相手方が一に定められているものとして、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。</p>	1,020,597,000	1,020,597,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。